

移動等円滑化基準適用除外車両の導入について（協議事項）

高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法、平成18年法律第91号）では、車両の新規導入の際には低床や車いすを利用した乗車ができることなどの移動等円滑化基準（以下「バリアフリー基準」という。）の適合が義務付けられています。

尾張旭市営バスの現行車両については、道路や地形上の問題等により、バリアフリー基準の適用除外を受けて運行していますが、老朽化に伴う故障等が頻発しており、予備車両の出動機会が大幅に増えていることから、同じくバリアフリー基準適用除外車両を次のとおり導入するため協議するものです。

1 車両の概要等

○ 導入車両（案）

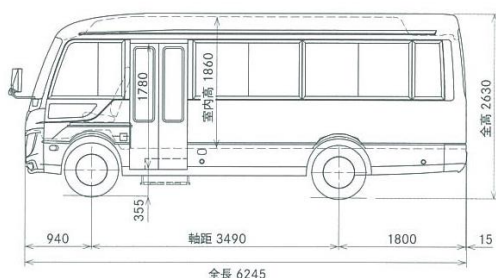
車種・型式	三菱ローザ ショート 2RG-BE740EBAGD				
導入車両数	1両				
配置車両数 ※1	9両→10両				
所有者	尾張旭市				
使用者	豊栄交通株式会社 ※市から無償貸与				
乗車定員	24名（客席23名）				
車両サイズ ※2	長さ	幅	高さ	車両総重量※	最小回転半径
	6,245 mm	2,010 mm	2,630 mm	5,035 kg	5.6m
導入路線	尾張旭市営バス西ルート				
運行開始予定時期	令和4年1月4日				

※1 導入車両を西ルートに投入し、現行車両1台を予備車両に配置換えを行います。

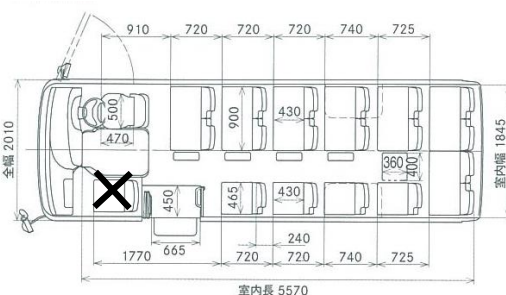
※2 車両サイズは、装備内容により変更の場合あり



導入車両イメージ



導入車両（案）の図面



導入車両（案）の図面

2 バリアフリー基準の適用除外について

- ・ 導入車両は「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」（平成19年2月1日付け中運技保第342号）第3（3）「幅2.1m以下であって乗車定員が23人を超える自動車、ガイドウェイバスその他の技術開発上移動円滑化基準への適合が困難な自動車」に該当します。
- ・ かねてよりバリアフリー基準適用除外認定を受け車両を導入してきた理由である「ルート上に狭あいな生活道路や急こう配な坂道、鋭角な曲がり角があるため、これらの道路を走行可能であること」「乗客の安全性を確保するため全員着座であること」「輸送力を確保する必要があること」が、引き続き本市のルートを走行することが可能な車両として必要な条件となり、現行と同様の車両を導入する必要があります。このため、前回と同様に適用除外認定を申請します。

3 関係機関との事前調整

上記車両については、現行の市営バス車両と同車種であり、その運行に関し問題がないことを、事前に公安委員会及び道路管理者に確認しています。

なお、本車両の運行等に関し、愛知運輸支局等から指摘や指導等があった場合には、適宜対応します。

4 認定により適用を除外するバリアフリー基準の条項及び内容

- ・ 第37条第2項第1号：乗降口の幅
- ・ 第37条第2項第2号：乗降口のスロープ
- ・ 第38条第1項：床面の高さ
- ・ 第39条：車いすスペース
- ・ 第40条第1項：通路の幅

5 スケジュール

- ・ 令和3年10月頃 バリアフリー基準適用除外申請
- ・ 令和3年12月末 納車（予定）
- ・ 令和4年1月 運行開始

6 本市の移動支援施策

本市の移動支援施策としては、バリアフリー対応の車いすリフト付き市営バス車両を導入し、令和3年3月から事前予約制により続行便として車いす対応の運行を行っています。

また、福祉施策として「障がい者タクシー利用料金助成事業」及び「移送サービス利用助成事業」（いずれもタクシー料金の補助）を実施しています。